

地域別表章に関するガイドライン

平成 31 年 3 月 28 日

政策統括官（統計基準担当）決定

1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）（以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、地域ブロック別の表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとされていることを踏まえ、統計間の比較可能性や再集計機能の向上によるユーザーの利便性の向上を図るための地域別表章の指針として、本ガイドラインを策定する。

2 背景

現在、我が国の地域ブロック別の区分については、行政分野を通じて統一的に用いられているものではなく、公的統計の結果を地域ブロック別に表章する際の区分についても、統計作成機関が各統計の目的に応じそれぞれ設定している。

第Ⅲ期基本計画に係る統計委員会による審議においては、このような状況に対して、統計の表章は統一的であることが望ましいとの指摘があった。その一方で、統計にはそれぞれ役割がありその目的に沿った地域ブロック区分があってもよく、全部を一律的に同じ区分にしなくてもよいといった指摘もなされた。

これら審議結果を踏まえ、第Ⅲ期基本計画では、「表章区分の標準化の在り方を検討し、順次結論を得てその適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する。」と定められた。

今回、この第Ⅲ期基本計画に基づき、総務省において、公的統計の結果を地域別に表章する際の標準的な区分の在り方について検討したものである。

3 現状

現在、基幹統計のうち地域ブロック別の表章が行われているものをみると、統計作成機関の地方支分部局の行政運営の基礎資料とするため当該地方支分部局の管轄区域ごとに表章区分を設定したものや、地域特性を表章するため自然的・経済的条件を基に表章区分を設定したものなど、それぞれの統計の目的に応じて設定されている。具体的には、採用されている主な地域ブロック区分としては4類型に整理される（別紙）。

4 基本的な考え方

以上のような状況を踏まえると、地域ブロック区分の表章区分の標準化に当たっては、統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図ると同時に、地域ブロック区分に対する統計ユーザーの多様なニーズにも可能な限り対応することが必要であると考えられる。

このため、地域ブロック別の結果表章に当たっては、以下によることを基本として、統計の利便性の確保に努めることとする。

- (1) 統計作成機関は、ユーザーによる任意の地域ブロック区分による組み替え集計が可能となるよう、作成する統計について都道府県単位の結果表章を推進する。
- (2) これに拠り難く地域ブロック別による表章のみを行う場合は、現行、基幹統計の結果表章において主に採用されているⅠからⅣの地域ブロック区分の類型のうち、採用事例が多い類型Ⅰの地域ブロック区分による結果表章を公表する。

5 具体的な取組

- (1) 統計作成機関は、作成する統計のうち都道府県単位の表章が行われていないものについて、都道府県単位の表章を可能とするための検討を行い、可能なものについては、これを実施することとする。
- (2) (1)に拠り難い場合については、以下によることとする。
 - ① 類型Ⅰの地域ブロック区分による表章が行われている統計については、引き続きこれによることとする。
 - ② 類型Ⅰ以外の地域ブロック区分による表章が行われている統計については、類型Ⅰによる表章の追加又は類型Ⅰによる表章への変更が可能か検討を行い、可能なものについては、これを実施する。
 - ③ 地域ブロック区分による表章が行われていない統計については、類型Ⅰによる表章が可能か検討を行い、可能なものについては、これを実施する。
なお、類型Ⅰによる地域区分の名称は、「地域別表章に関するガイドラインによる地域区分」とする。
- (3) (1)及び(2)の対応を行うに当たっては、統計によっては、表章結果の精度を確保するため標本設計の変更が必要になること等により統計の継続性が確保できなくなる場合や、標本サイズの拡大やシステムの改修など新たにコストを要する場合もあることから、可能なものから順次進めることとする。
- (4) 上記取組の対象は、公的統計全体とし、(1)又は(2)による結果表章は、主

な統計表（例：総括集計表、横断的集計表、全国表、年次表など）を中心に行うこととする。ただし、全国値の推計のみを行う加工統計や一部地域のみを対象として調査を実施する一般統計など、都道府県単位又は地域ブロック区分での表章が困難なものについては対象としない。

6 フォローアップの実施

- (1) 総務省政策統括官（統計基準担当）は、第Ⅲ期基本計画の計画期間の最終年度である 2022 年度中に、各統計作成機関におけるガイドラインへの対応状況について、上記 5 (1) 又は (2) による結果表章を行わなかった場合の理由を含めて確認を行い、その結果を公表する。
- (2) 総務省政策統括官（統計基準担当）は、(1) で把握した状況等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととする。

地域ブロック区分の主な類型

別紙

都道府県名	類型 I		類型 II	類型 III	類型 IV	その他 (OECD Regional Database)			
	参考①	参考②							
01北海道	北海道		北海道	北海道	北海道	北海道			
02青森県	東北		東北	東北	東北	東北			
03岩手県									
04宮城県									
05秋田県									
06山形県									
07福島県									
08茨城県	関東	北関東・甲信	関東 II	関東	関東	北関東・甲信			
09栃木県									
10群馬県		南関東	関東 I			関東	東京	南関東	
11埼玉県									
12千葉県									
13東京都									
14神奈川県		北関東・甲信	関東 II			関東	関東	北関東・甲信	
19山梨県									
20長野県		北陸				中部	北陸	北陸信越	北陸
15新潟県									
16富山県									
17石川県									
18福井県	東海 (中部)		近畿	中部	中部	東海			
22静岡県			関東						
21岐阜県			東海				中部	中部	中部
23愛知県									
24三重県									
25滋賀県	近畿	近畿 II	近畿	近畿	近畿	近畿			
26京都府									
27大阪府		近畿 I							
28兵庫県		近畿 II					(神戸)		
29奈良県									
30和歌山県									
31鳥取県	中国	山陰	中国	中国	中国	中国			
32島根県									
33岡山県		山陽							
34広島県									
35山口県									
36徳島県	四国		四国	四国	四国	四国			
37香川県									
38愛媛県									
39高知県									
40福岡県	九州	北九州	九州	九州 I	九州	九州・沖縄			
41佐賀県									
42長崎県		南九州	九州	九州 II					
43熊本県									
44大分県									
45宮崎県		南九州							
46鹿児島県									
47沖縄県	沖縄		沖縄	沖縄	沖縄				

※ 類型 I のうち、関東ブロック、近畿ブロック、中国ブロック又は九州ブロックをさらに細分割しているものについては、類型 I として整理の上、参考①及び②として示している。